業務委託契約書（案）

1　委託業務の名称

岸和田市貝塚市斎場整備運営事業に係る維持管理・運営業務モニタリング支援業務

2　委託業務場所

岸和田市岸之浦町１番地の２

3　履行期間

契約締結日から令和 10 年３月 31 日まで

4　業務委託料

￥　　．－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税￥　　．－）

5　契約保証金

岸和田市財務規則（平成９年岸和田市規則第 11 号）第 121 条に定める契約保証金

上記の委託業務について、発注者と受注者は各々対等な立場における合意に基づき、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書を２通作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年　月　日

発注者

岸和田市岸之浦町１番地の２

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者　　印

受注者

住所

商号又は名称　　印

代表者　　㊞

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は、委託業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者若しくは照査技術者（以下「受注者の管理技術者等」という。）に対して行うことができる。この場合において受注者又は受注者の管理技術者等は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

４　受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、委託業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。

７　この契約の履行に関し発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

８　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起又は調停（第28条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、権利のうち業務委託料に係る債権に限り、あらかじめ書面による発注者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第３条　受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得なければならない。

３　受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し又は再委託しようとするときは、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、委任し、又は再委託する業務の内容その他発注者が必要とする事項を書面により発注者に通知しなければならない。

（法令上の責任）

第４条　受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、法令上の全ての責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

第５条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法

を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（委託業務の調査等）

第６条　発注者は、委託業務の履行状況について随時に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

（監督職員）

第７条　発注者は、監督職員を置いたときはその氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が特に監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1)　発注者の意図する委託業務を履行させるために行う受注者又は受注者の管理技術者等に対する委託業務に関する指示

(2)　この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者等との協議

(4)　委託業務の進捗状況の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

（管理技術者等の届出）

第８条　受注者は、現場における委託業務の管理をつかさどる受注者の管理技術者等を定め、受注者の管理技術者等及び委託業務に従事する受注者の使用人又は従業員（以下「受注者の使用人等」という。）の氏名、年齢、住所等を記入した経歴書その他必要書類を発注者に提出するものとする。受注者の使用人等を変更したときも同様とする。

２　受注者の管理技術者等は、この契約の履行に関し委託業務の管理及び総括を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第９条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知､同条第３項の請求､同条第４項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は､前項の規定にかかわらず自己の有する権限のうちこれを受注者の管理技術者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは､あらかじめ当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（使用人等に関する措置請求）

第９条　発注者は受注者の使用人等又は第３条第２項の規定により受注者から委託業務を委任され､若しくは再委託された者が委託業務の実施につき著しく不適当と認められるときは､受注者に対して､その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から起算して10日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から起算して10日以内に受注者に通知しなければならない。

（受注者の使用人等に対する補償）

第10条　受注者の使用人等が、委託業務の履行に当たり事故等により負傷し、又は死亡することがあっても発注者はこれに対し補償等一切の責任は負わないものとする。

（損害賠償責任）

第11条　受注者は、受注者の使用人等の風紀、規律等について一切の責任を負い、これらの者が委託業務の履行に当たり故意又は過失によって、発注者の所有又は保管する物品並びに不動産に損害を与えたときは、発注者の指示に従ってその損害の全てを賠償しなければならない。

２　受注者は、委託業務の履行に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては発注者がこれを負担するものとする。

３　前項に掲げる場合のほか、委託業務の履行について第三者との間に紛争が生じたときは受注者がその費用負担において解決に当たるものとする。

（検査）

第12条　受注者は、実施した作業内容、従事した受注者の使用人等の従事者名簿を記録し、遅滞なく発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

２　発注者は、前項の検査において受注者の立会いを求めることができる。この場合において受注者は、検査に立ち会わなかったときは検査の結果について異議を申し立てることができない。

３　受注者は、第１項の規定による検査の結果不合格になったときは直ちに必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第13条　受注者は、実施した委託業務について前条の検査に合格し、発注者による完了の確認を受けた後、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求を受けたときはその日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（業務内容の変更、中止等）

第14条　発注者は、受注者に対して書面による通知により委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。

２　前項の場合において、履行期間又は業務委託料を変更する必要が認められるときは、発注者の指示又は発注者の査定額によるものとし、書面によりこれを定めるものとする。

３　発注者は、第１項の場合において受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は発注者と受注者とで協議して定める。

（物価等の変動に基づく業務委託料の変更）

第15条　発注者又は受注者は、履行期間内に物価等の変動により作業材料、労働賃金等に増減が生じた場合であっても、委託業務の内容又は業務委託料は変更しないものとする。ただし、予期することのできない事態が発生したことにより、変更しないことが著しく不適当であると認められる場合は、相手方に対して書面により委託業務の内容又は業務委託料の変更を求めることができる。

（臨機の措置）

第16条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において受注者は、あらかじめ発注者の意見を聞かなければならない。ただし、緊急時でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。

２　前項の場合において受注者は、その措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他委託業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置をとることを求めることができる。この場合、受注者は直ちにこれに応じなければならない。
４　第１項及び第３項に規定する措置に要した経費のうち業務委託料に含めることが不適当と認められる経費については、発注者と受注者とで協議のうえ発注者が負担する。

（不履行責任）
第17条　受注者は、委託業務の履行において契約書又は仕様書に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
２　発注者は、前項の場合においてその理由が受注者の責めに帰すると認めたときは、受注者に対して違約金を請求することができる。
３　前項の違約金の額は発注者の査定額によるものとする。

（発注者の契約解除権）
第18条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　委託業務の履行について誠意が無いことが認められ、又はこの契約を完全に履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2)　破産の申し立てを受け、又は自ら破産、会社更生、民事再生の申し立てをしたとき。
(3)　正当な理由なく委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
(4)　発注者又は第三者に対し、故意又は重大な過失による不法行為があったとき。
(5)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどの行為を行ったと認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
(6)　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成す

ることができないと認められるとき。
2　発注者は、前項第３号については催告のうえ、その余については催告等何らの手続きを経ることなく即時にこの契約を解除することができる。
3　前２項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10パーセントを違約損害金として発注者の指定する期日までに発注者に支払うものとする。
4　発注者は、第１項による場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。
5　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、賠償額は発注者と受注者とで協議して定めるものとする。

（談合その他不正行為による契約解除）
第18条の２　発注者は、受注者（受注者が共同企業体の場合はその構成員を含む。以下この条において同じ。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは契約を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。
(2)　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）において刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は同法第198条による刑が確定したとき。
2　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（受注者の契約解除権）
第19条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　第14条第１項の規定により委託業務の内容を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。
(2)　発注者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務の履行が不可能となったとき。
2　受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることができるものとし、賠償額は発注者と受注者とで協議して定める。

（契約解除に伴う発注者の措置）
第20条　発注者は、前２条の規定によりこの契約が履行期間の途中で解除された場合において受注者が実施した委託業務の履行済部分につき可分的に評価が可能な場合であって、その部分に相応する業務委託料のうち未払い代金があるときは、発注者においてこれを査定し、受注者に支払うものとする。

（契約解除等に伴う受注者の措置）
第21条　受注者は、委託業務を完了したとき又は契約を解除された場合においては次項以下に定める措置をとらなければならない。
2　発注者から貸与された書類又はその他の物件（以下「貸与品」という。）があるときは、これを発注者に返還しなければならない。この場合において当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
3　発注者の施設内に受注者の所有に属する作業材料及び諸設備その他の物件があるときは、これを搬出するとともに原状に復さなければならない。
4　前項の場合において発注者の指定する期間内に受注者の当該物件を処分しなかったときは、受注者がこれら物件の所有権を放棄したものとみなし、発注者において当該物件を処分することができる。この場合において受注者は、発注者の処分等について異議を申し立てる

ことができないものとする。

（損害金の予定）

第22条　発注者は、第18条の２第１項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10パーセントに相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

２　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

３　前２項の規定は、委託業務が完了した後も適用されるものとする。

（遅延利息の請求）

第23条　受注者がこの契約に基づく賠償金損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その未払金額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる。以下「支払遅延防止法の率により計算した額」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

２　発注者の責に帰すべき理由により第13条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合は、受注者は、その未受領金額につき遅延日数に応じ支払遅延防止法の率により計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（賠償金等の請求）

第24条　受注者がこの契約に基づく賠償金損害金又は違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その未払金額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法の率により計算した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺しなお不足があるときは請求する。

２　前項の請求をする場合には、発注者は、受注者に対して遅延日数につき支払遅延防止法の率により計算した額の延滞金を請求する。

（秘密の保持等）

第25条　受注者は委託業務を履行するに当たり知り得た発注者若しくは発注者の関係者の秘密事項若しくは情報又は発注者の所有する個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。又この秘密保持等の義務はこの契約終了後も継続するものとする。

２　受注者は、受注者と受注者の使用人等及び受注者の使用人等間の紛争等による影響を発注者に与えてはならない。

（紛争の解決）

第26条　この契約書の各条項において、発注者と受注者とで協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合、発注者が定めた事項に受注者が不服がある場合、その他契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とで協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者それぞれが負担するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、受注者の使用人等の委託業務の実施に関する紛争、受注者の使用人等又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の委託業務の実施に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第９条第２項の規定により受注者が決定

を行った後若しくは同条第４項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第２項若しくは第４項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第１項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

３　第１項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（契約不適合責任）

第27条　発注者は、委託業務の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対しその修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　委託業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に揚げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第28条　発注者は委託業務に関し、報告を受けた日から３年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、委託業務の報告の際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、

この限りでない。

８　委託業務の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（補則）

第29条　この契約に定めのない事項については、岸和田市財務規則（平成９年岸和田市規則第11号）及び関係諸法令の規定に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが誠実に協議して定めるものとする。